

(仮)富士市まちづくり活動推進条例とは？

(仮)富士市まちづくり活動推進条例※とは？

富士市の小学校区を範囲とした**住民主体のまちづくり**の**基本的な方向性**や、活動主体となる**まちづくり協議会**の**位置付け**、**協議会と市の役割**などを定める**理念条例**です。

※条例名は今後検討する予定のため、仮称で示しております。

なぜ条例が必要なの？

社会状況 の変化

本格的な少子高齢・人口減少時代が到来し、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、コミュニティ意識が薄れ、これまで個別に解決できた社会課題も今後さらに拡大、多様化し、解決が困難になることも予想されます。

地域力 への期待

山積する社会課題の解決に取り組む主体として、「新しい公共の担い手」に期待が寄せられており、特に、より身近な地域課題については、地域で解決できる「地域力を持ったコミュニティの構築」が求められています。

活動の 位置付け

富士市では、以前から、小学校区を範囲とした様々な分野のコミュニティ活動が活発に行われてきており、行政もこれらの活動に対して、積極的支援を行ってきましたが、これらの根拠となる法令は存在しません。

なぜ条例が必要なの？

「自分達のまちを、自分達でつくる」

「地区の課題は、地区で解決する」

という、これまで続けてきた

富士市のまちづくり活動を将来へ！

【みんなでつくるまちづくり】

を進めるための、

役割分担やルールが必要！

(仮)富士市まちづくり活動推進条例

なぜまちづくり協議会なの？

<市とまちづくり協議会の関係>



まちづくり補助金

総合計画の地区別
計画の検討依頼

行政懇談会

協働提案事業

まちづく
り協議会

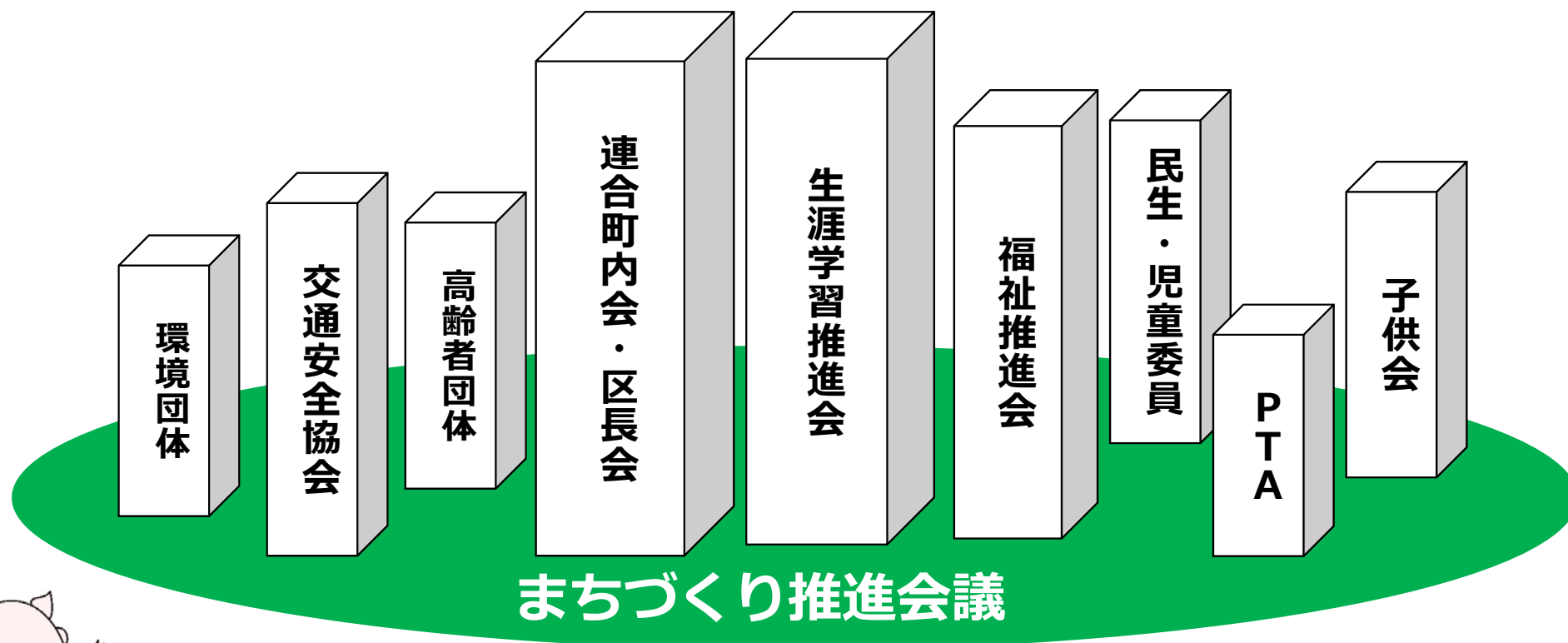
参画団体の連携・
情報共有

行動計画の策定

地区全体の事業(ま
つり・イベント等)
⇒地区住民の参加

地区情報の発信

以前のまちづくり推進会議のイメージ



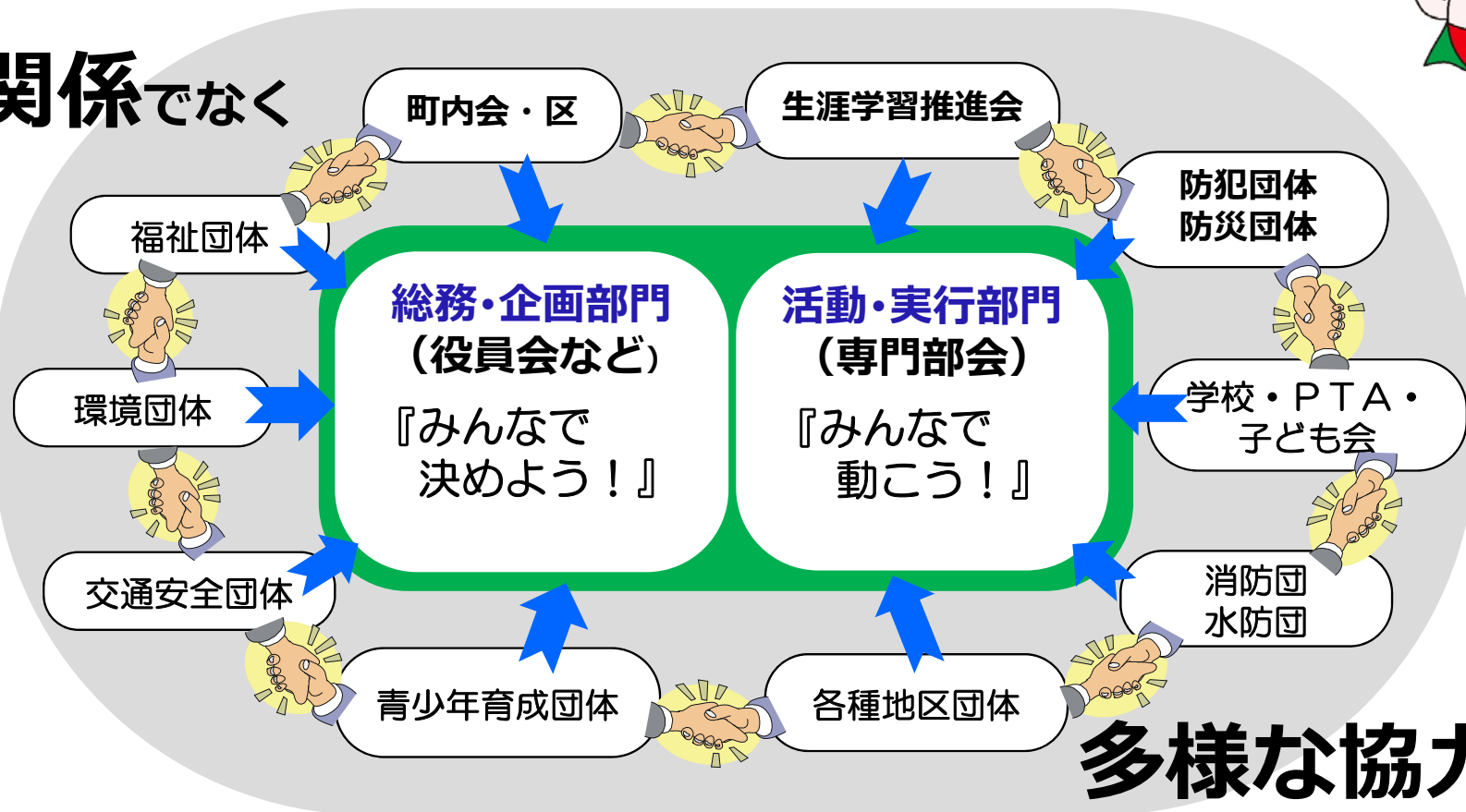
地区団体がそれぞれ活発に活動！

タテの活動が強み。

まちづくり協議会のイメージ



上下関係でなく



多様な協力関係！

タテの強みを活かして、より強いヨコのつながりを！

まちづくり協議会での新たな動き

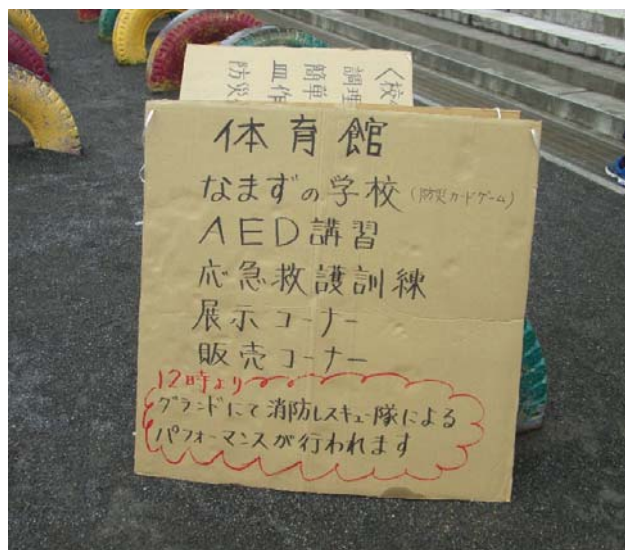
事例1：大淵地区 絶景スポットの茶畑の管理と観光資源化



市民協働提案制度で、協議会が茶畑の維持管理を受託。

まちづくり協議会での新たな動き

事例2：富士駅北地区 防災キャンプ



PTAの企画を協議会事業として実施。地域防災指導員や消防団、福祉推進会等、多くの地区団体が参加。

まちづくり協議会での新たな動き

事例3：松野地区 歴史かるたの作成

静岡新聞NEWS

Tweet

かるたで伝統継承 富士・松野地区、大会開催も

(2015/1/16 08:54)

富士市の松野地区まちづくり協議会（西森共二会長）はこのほど、同地区の伝統行事や寺社、史跡などを題材に「松野歴史かるた」を作製した。近く、地元の小中学校や各区に配布するほか、大会を開き、いにしへの時代の継承を目指す。

住民の高齢化が進む中、地域の歴史を次世代に伝えるツールを作ろうと始動。同協議会に10人の有志によるプロジェクトチームを立ち上げ、構想から1年ほどをかけて仕上げた。

取り上げているのは毎年8月に行う恒例行事「川かんじー」、北松野城跡、馬頭観音、景勝地「はたご池」など。各地を回り、昔を知るお年寄りに取材して歴史や言い伝えを把握し、カラーのイラストで絵札を表現した。500セットを完成させた。題材にした箇所などを紹介した地図も作った。西森会長は「歴史散策にも活用してほしい」と話す。



地域の歴史などを取り上げたかるた



作成委員会が地域資源を楽しく学べるかるたを作成

まちづくり協議会での新たな動き

事例4：鷹岡地区 郷土史の作成



年に鷹岡地区で創業した富士製紙（現在の王子エフテック）は富士市の製紙業の発展の礎を築いた。それに伴い発展した当時の地元の様子を知ってほしい。求年の市制50周年を前に、完成させることができてうれしい。大和副会長は「これからのまちづくりに活用

区長会の協働型古紙回収奨励金を協議会事業に活用して作成

まちづくり協議会と学校との関わり

事例 1 : 市立高校市役所プラン(市内10地区で実施)

○松野地区

市役所プランの企画を高校生達が地区の文化祭で発表

○天間地区

高校生の企画【てんまんじゅう】を実現に向けて検討



まちづくり協議会と学校との関わり

事例2：須津中での社会貢献講話(松野地区まちづくり協議会)



歴史かるた作成委員会が中学生に社会貢献講話を実施

まちづくり協議会と企業との関わり

事例1：天間地区とコカコーラ社との災害協定



協議会と清涼飲料水メーカーが防災協定を締結。
各区の公会堂に災害対応自販機の設置と備蓄水の提供を受ける。

条例は、地区まちづくり活動の柱

条例は、まちづくり協議会を中心とした、

【みんなで作るまちづくり】

を未来へ繋げていくための、

拠り所になるものです。